

2027年度名古屋中学校・高等学校専任教員募集要項

下記の要項に従い、キリスト教(プロテスタント)の精神に基づく教育を行うことに賛同し、健康にかつ研究熱心な、教育機関に相応しい人格高潔な人物を募集します。

記

(1) 募集職種・募集人数

専任教員

国語科 若干名、社会科 1名、英語科 (ネイティブ) 1名、聖書科 1名、保健体育科 若干名

(2) 応募条件

次の条件を満たす、心身共に健康な方

- ①志望する教科について、中学校及び高等学校の両方の教員免許を取得または2027年3月31日までに取得見込みであること。英語科専任教員については英語を母国語とし、他の教職員と日本語でコミュニケーションをとることができる方。
- ②キリスト教(プロテスタント)主義に基づく建学の精神を推進するキリスト教信者または理解者
- ③6年一貫教育の学習指導および生徒指導に強い熱意を持つ方
- ④部活動の指導ができることが望ましい
- ⑤特定性犯罪前科がない方

本業務へ従事するに当たっては、2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

(3) 採用年月日

2027年4月1日

(4) 勤務地

名古屋中学校・高等学校 (〒461-8676 名古屋市東区砂田橋二丁目1番58号)

(5) 勤務時間

平日 午前8時10分から午後4時30分まで

(土曜日は入試業務、学校行事等で年間5日~6日程度の勤務があります。)

(6) 休日

日曜・祝日その他本学院規程によります

(7) 定年

65歳(定年後の再雇用制度あり)

(8) 給与・手当・福利厚生

本学院給与規程、就業規則により定めた額を支給します

また、中途採用者の基本給については前歴を考慮し、当法人の規定に基づき決定します

(給与)	参考			
		新卒 22歳(専任教員)	基本給	271,100円
		勤続 10年目(専任教員)	基本給	336,500円
		勤続 20年目(専任教員)	基本給	469,400円
		勤続 30年目(専任教員)	基本給	558,500円 など

- (手当) 勤続手当 入職後 6 年目より月額 2,500 円支給、以降勤続 1 年毎に 500 円上乗せ
 家族手当 配偶者 月額 18,000 円、子 月額 10,000 円 ほか
 住宅手当 世帯主 月額 20,000 円、非世帯主 月額 10,000 円
 通勤手当 実費支給 (本学院規定による)
 その他 本学院規定による
- (賞与) 期末手当 年 3 回 (2025 年度実績 : 6 月、12 月、3 月 合計 5.88 ヶ月)
- (有給休暇) 1 年目 : 10 日間付与 (※4 月採用時)
 2 年目～5 年目 : 16 日間付与、6 年目以降 : 20 日間付与
- (その他) 社会保険完備 (私学共済、雇用保険)

(9) 選考方法

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ① 第 1 次選考 (書類審査) | 2026 年 7 月 9 日 (木) |
| ② 第 2 次選考 (小論文・グループ面接) | |
| 国語科・社会科 | 2026 年 7 月 28 日 (火) |
| 英語科・聖書科・保健体育科 | 2026 年 7 月 30 日 (木) |
| ③ 最終選考 (模擬授業・面接) | |
| 国語科・社会科 | 2026 年 8 月 25 日 (火) |
| 英語科・聖書科・保健体育科 | 2026 年 8 月 27 日 (木) |
| ④ 結果通知発送 | 2026 年 9 月 3 日 (木) 以降 |

※各試験開始時間は書類審査後、追ってお知らせします。

※面接を伴う②③の選考には交通費 (当法人の規定による) を支給します。

(10) 応募書類

- ①履歴書(書式指定 A3 二つ折 又は A4 二枚)
 ※本学院ホームページ(<https://www.meigaku.ac.jp/>)よりダウンロードしてください
- ②個人情報取扱同意書
 ※本学院ホームページ(<https://www.meigaku.ac.jp/>)よりダウンロードしてください
- ③卒業証明書 (卒業見込証明書)、成績証明書 (成績見込証明書)
 ※大学院修了の場合は大学院の修了証明書および成績証明書を追加で添付してください
 ※大学等より発行された原本を添付してください
- ④中・高教員免許状 (写) または取得見込証明書
 ※教員免許更新をした方については、更新 (修了確認) の証明書も添付してください
- ⑤児童対象性暴力等の防止に関する誓約書
 ※本学院ホームページ(<https://www.meigaku.ac.jp/>)よりダウンロードしてください
 ※選考結果通知後に健康診断書(胸部 X 線検査を含むこと)の提出、麻疹抗体検査及び
 同検査結果に基づくワクチン接種の採用前実施をお願いしております。

(11) 応募期限

2026 年 7 月 7 日(火) 必着

郵送または窓口持参 受付時間 : 平日 午前 8 時 10 分～午後 4 時 00 分

(12) 書類送付先

〒461-8676 名古屋市東区砂田橋二丁目 1 番 58 号

名古屋中学校・高等学校 採用人事担当(高校教頭 永尾孝広) 052-721-5271

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。